

第 9 5 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「 1 , 0 0 0 円」を「 3 , 0 0 0 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 次に掲げる事項を郵送により請求する場合の事務手数料は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する事務手数料の額に 1 0 0 円を加算した額とする。

（ 1 ） 住民票、戸籍の附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の謄本又は抄本の交付

（ 2 ） 住民票の記載事項又は不在住に関する証明

別表 1 4 4 の項中「 2 , 8 0 0 円」を「 3 , 2 2 0 円」に、「 2 7 0 円」を「 4 0 0 円」に、「 1 , 5 0 0 円」を「 2 , 2 5 0 円」に、「 3 4 0 円」を「 4 5 0 円」に、「 2 3 0 円」を「 3 1 0 円」に、「 1 5 0 円」を「 2 1 0 円」に、「 3 , 3 0 0 円」を「 4 , 9 5 0 円」に、「 4 4 0 円」を「 6 1 0 円」に、「 1 , 3 0 0 円」を「 1 , 9 5 0 円」に、「 1 , 9 0 0 円」を「 2 , 8 5 0 円」に、「 8 8 0 円」を「 9 9 0 円」に、「 9 , 4 0 0 円」を「 1 万 6 3 0 円」に、「 3 , 8 0 0 円」を「 5 , 0 1 0 円」に、「 1 万 3 , 2 0 0 円」を「 1 万 9 , 8 0 0 円」に改める。

付 則

（ 施行期日等 ）

1 この条例は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表の改

正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の足立区事務手数料条例第 3 条第 4 項の規定は、平成 16 年 3 月 5 日以後に区長に請求が到達したものから適用する。

（提案理由）

事務手数料の額を変更し、負担の適正化を図る必要があるので、この条例案を提出いたします。